

○「水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）」一部改正 新旧対照表（機器導入事業関連項目のみ抜粋）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行																								
<p><b>水産関係民間団体事業実施要領について</b></p> <p>第1～第10 （略）</p> <p><u>第11 漁獲量等の報告及び資源管理の取組</u></p> <p><u>1 別に定める事業の利用者は、水産庁長官又は都道府県知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、その魚種別ごとに、漁獲量その他漁業生産の実績のほか、例えば許可漁業等については、漁業の種類、陸揚げ港、使用した網の大きさや反数、針数、釣り機台数その他の使用漁具の規格・規模、操業日、操業日数、操業区域、操業面積、操業時間（一操業ごと）、探索時間その他の操業の状況、資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。</u></p> <p><u>2 別に定める事業の利用者は、数量管理を基本とする資源管理計画の実施など、資源管理の取組を行うものとする。</u></p> <p>第12 その他 (略)</p>	<p><b>水産関係民間団体事業実施要領について</b></p> <p>第1～第10 （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第11 その他 (略)</p>																								
<p>別表（第2の関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業分類</th> <th>事業内容</th> <th>事業実施主体</th> <th>採択基準</th> <th>事業実施期間</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1 (略)</u></p> <p><u>※2 水産業競争力強化緊急事業（2）及び（4）の事業にあつては、第11の1及び2の対象事業とする。</u></p>	事業分類	事業内容	事業実施主体	採択基準	事業実施期間	補助率	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別表（第2の関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業分類</th> <th>事業内容</th> <th>事業実施主体</th> <th>採択基準</th> <th>事業実施期間</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※ (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	事業分類	事業内容	事業実施主体	採択基準	事業実施期間	補助率	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業分類	事業内容	事業実施主体	採択基準	事業実施期間	補助率																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
事業分類	事業内容	事業実施主体	採択基準	事業実施期間	補助率																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				

附 則（令和2年1月30日付け元水港第1964号）

1 この改正は、令和2年1月30日から施行する。

2 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業、平成30年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。